

令和元年度

第6回 佐々町農業委員会総会議事録

令和元年9月26日（木）

佐々町農業委員会

令和元年9月 第6回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和元年9月26日(木)午後1時00分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室

3. 開会 令和元年9月26日(木)午後1時00分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君
10	山下 夕見子君	11	寶持 雅祥 君	13	坂口 隆英 君
推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	湯村 速雄 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	大瀬 敏幸 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
12	吉永 勝彦 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
6	井手 俊博 君	7	和田 貞子 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第 1号 農地改良届出書について

報告第 2号 県北地区農業委員会研修について

(4) 審議事項

第18号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第19号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

(5) 協議事項

佐々町農業振興地域整備計画変更にかかる意見徴収について（1-1）

農用地利用集積計画（利用権設定）の担当委員選定について

(6) その他

- ①視察研修の工程について
- ②全国農業新聞長崎県版について
- ③10月定例会の日程について
- ④その他

事務局長（金子 剛君） それでは、ただいまから令和元年度第6回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、藤永会長より挨拶をお願いいたします。

議長（藤永 九市君） 皆さん、こんにちは。御挨拶を申し上げます。

きょうはお話のとおり、第6回の農業委員会総会ということで、皆さん、お忙しい中に御出席をくださいましてありがとうございました。

台風17号、大変心配されておりますけれども、非常に、一番悪いコースだったにもかかわらず、意外と最小限に済んだということになりますが、3件ほど確認をしてみたところ、農業関係では、稲が倒伏している程度で、大したことなかったような話をしておりますけれども、多少は影響があると思います。品質、収量ともに悪くなってくるのは事実であると思いますけれども、県南に比べるとよかつたかなと思ったりしているところです。

また、もう1つは皆さん御存じのとおり、別の話ですけれども、9月11日に安倍内閣の改造内閣がありましたけれども、本町在住の北村代議士が地方創生、そして規制改革の兼務として大臣に就任なされました。心からお祝いを申し上げたいと思いますし、また、今後の活躍を皆さんとともに祈りしなければならないだろうと、こう思っているところであります。

また、選挙区は違いますけれども、県南のほうからでは加藤寛治代議士が農林副大臣に就任されております。早速ながら、17号台風の見舞いにも、県南にも出向いておられることが報道されておりましたけどもね。いずれにしましても、長崎県にとっては、両大臣がおられるということは本当に心強い。私どもも期待ができるものだと思っておりますし、今後の活躍をお祈りする次第であります。

それから、先ほど、話がございましたように、きょうは、この後3時からは、推進会議を行うようにいたしております。お話のとおり、農業会議のほうから内藤課長補佐がみえられます。勉強会でもありますので、しっかりと、皆様方も研修をしていただきたいと思います。なお、これにつきましては産経のほうも、それから振興局もおみえになるというふうなことでありますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

きょうの案件につきましては、多少少のうございますけれども、追加案件もあります。慎重審議をいただきますようにお願いを申し上げながら、簡単ですけども、挨拶にかえたいたいと思います。本日はよろしくお願ひします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございました。本日の出席委員は12名で、吉永委員のほうから欠席届が出ております。

それから、和田委員につきましてはちょっとおくれるということでございます。

委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を藤永会長にお願いいたします。

議長（藤永 九市君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。お諮りいたします。（「異議なし」の声あり）はい、ありがとうございます。それでは、日程どおり進めさせていただきます。よろしくお願ひします。

これより議事に入ります。

まず、日程2の議事録署名議員の指名を行います。総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、6番の井手委員、それから、ちょっとみえておりませんけど、7番の和田委員、御両名にお願い申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

以上、日程2を終わります。

なお、議案発送後に、先ほど話がありましたように、災害による緊急の一時転用届出書3件が提出されておりますので、追加議案として、別口により提出させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、日程3の報告事項に入ります。

報告第1号 農地改良届出書について、事務局から説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、もともとの郵送された資料を、こちらをごらんください。

追加資料じゃないです。

今回、農地改良届ということで、申請をつけさせていただいておりますけども、朗読の前に、この改良届の理由といたしましては、8月終わりの豪雨等に伴いまして、ちょっと江里川のほうが、土砂がちょっと埋まっているということで、緊急に公表するということで、土砂を上げさせていただいて、その横に農地があるんですが、そこの農地にその土砂を上げていくというような内容の農地改良になっております。

これも、建設課のほうから緊急にお願いできいかということで報告が来ておりますので、五役会を通じて、先に届け出済みということで、許可じゃありませんけど、届け出済みということで、農業委員会の了解を得ているところでございます。

それでは朗読いたします。1ページをお願いいたします。

農地改良届出書。

届出人、○○○○、○○○○。

下記のとおり、畠地かさ上げのため、農地埋め立てをしたいので、届け出ますということです。

土地の表示が大茂免字迎露木、地番379。地目、登記簿田、現況原野、面積が2,952m²。現在の利用状況は休耕地でございます。所有者が○○○○、耕作者も同じでございます。

農地改良等を必要とする理由といたしましては、災害等による土砂仮置き及び耕作道路構築のためということです。

工事期間が令和元年9月5日から令和元年9月20日まで。施行業者が○○○○。株式会社○○○○。工事の概要でございますけども、まず、基礎の部分が玉石とれき混じり石と。採取場所は、もう河川のところから土砂を上げるということでございます。量につきましては25.4m³、埋め立ての高さにつきましては、0.10から0.20、幅員が1.5m。

5番の被害防除の対策でございますが、隣接地は申請者の用地のため、被害のおそれはないということでございます。

4ページをお願いいたします。ここに工事の計画図がございますが、まず、ちょうど真ん中上がこの川でございます。右手の山のほうが今、風力、風車があるところです。鹿町との境になるんですけど、そこを、山を切り開いたために、そこから当然、砂防ダムとかはつくられているんですが、それが原因ということで、その土砂がこの江里川のほうに流れ込んできているという状況でございます。

それで、5ページをお願いいたします。これが先ほどの川の状況であるんですけども、ごらんのとおり、もう長靴で入れるような高さまで土砂と石が流れ込んできているということで、これを取り除かないとには人的被害、それから農地等にも被害が出るということで、この5ページの横、赤い部分、ここに土砂を上げて農地改良を行うということでの改良届が今回出ております。

以上でございます。

議長（藤永 九市君） ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。あそこで説明として、地元委員さんございませんか。これにつきまして。何かございましたらお願ひしたいと思いますが。17番。

17番（湯村 速雄君） 太陽光発電のほうは、もう大分前に開発の許可は降りているんですけど、でもやっぱり、放水先が2カ所に分けられたことによって、沈殿槽的なものが約300mmのパイプで排水するような状況になっておりますので、雨水が集中的に2カ所

に放水するような形になったものですから、その上に、林業公社の材木を搬入する道路なんかもあるんですけど、公社は許可しないといったところですけど、そこにやっぱり、勾配的にもやむを得なく放水しているような状況だと思います。それがもう流出して、このような状況になったと思いますので、また今後、雨が降ったり、この状況が続くと思いますので、産経としても、やっぱり、ここを集中的に気配りをしていただきたいと思います。

以上です。

議長（藤永 九市君） はい、ありがとうございました。

湯村委員さんには、地元の立場で立ち会い、あるいはそれぞれに御協力をいただいているようでございます。ありがとうございました。

以上、報告をいただいたわけですけれども、皆さん方から御質問ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。この件について、御質問、御意見ございませんでしょうか。ありませんか。ないようでございますので、この件につきましては終わらせていただきたいと思います。

次に、報告第2号 県北地区農業委員研修について、報告をいたします。

これにつきましては会長会議でございましたので、事務局長とともに出席をいたしておりますので、事務局長より報告をいたします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 資料の7ページをお願いいたします。

県北の県北地域農業委員会会長・事務局長会議ということで、県北の佐世保、松浦、平戸、小値賀、この長が集まって意見を出し合うという、今の現況の意見を出し合うというような会議の内容でございます。

日時につきましては、令和元年度9月3日火曜日午後2時から、今回の会場が松浦市でございましたので、松浦シティホテルのほうで会議を行いまして出席をしているところでございます。

次の8ページをお願いいたします。

ここに会議次第がございますが、3番の意見交換会ということで、（1）の市町村の提出議題についてということで、各市町村が、先ほど言いました市・町が現況の課題を持ち寄っての話をしたという内容でございます。

それから、11ページをお願いいたします。

これに伴いまして、佐々町からは、これは事務局の判断で議題を出させていただいたんですが、この佐々町のところを見ていただくとわかるとおり、農業経営基盤強化促進法に基づく斡旋基準についてということで、まず議題を出させていただいてます。

というのが、これ、斡旋による売買の件で、他市町村がどういうふうにやってらっしゃ

るかというのをちょっと聞きたかったもんですから、議題として挙げさせていただいております。基本はやはり、名簿を、もし斡旋があった場合は、当然、斡旋申出書がございまして、斡旋員を決めて、本町と同じような形でしてらっしゃいます。

ただ、うちと松浦市さんのほうなんんですけど、松浦市さんのほうについては当然、基本要項等も定めておられまして、まず、名簿をつくってらっしゃいます。その名簿の中から買受者を選定するというような内容でございました。

本町につきましても、6月に斡旋で、今回、2件ほど上がってたんですが、そのときはちょっと、名簿等も、今までなかつたと思うんですけど、今後、佐々町本町としても、その名簿を作成して、その中から選定していくというような内容をとらないと、農地を持っている方だったらだれでもいいのかなというふうになると思うんですね。なので、そういったところもちょっと勉強をさせていただいたというような状況でございます。

それから、2番目の農業者年金加入促進化に、農協との連携状況についてということで、農業者年金の加入による、農協のほうが入って一緒に協議しているかというのが一番聞きたかったところなんんですけども、実際、ほかの市町村も農協は入ってないということでございました。もう市町村の農業委員会だけで進めているというような状況でございます。

本町については、毎年、1名の加入者をいただくというような形で目標を定めているんですけども、ただ、市町は当然、市なんかが多いので、推進会議とか、そういった加入推進会議等を開いて検討しているというような状況でございました。それが、1日目の研修内容でございました。

8ページに戻っていただきまして、これ、1日目、9月3日の研修内容でございますが、次は4日までございます。4日の昼で終わったんですが、4日目が視察研修ということで、2件ほど視察をしてまいりました。

まず、1件目が、松浦市の御厨町にJR九州ファーム松浦事業所がつくられているんですけども、収穫の内容として、アスパラガスとブロッコリー、これはハウス栽培をされておりました。JR九州で従業員が30名、それで、雇い主が、従業員等が外国の方を使われているわけですね。ミャンマーの方が10名ですかね。10名ほど、ミャンマーから雇い入れて、アスパラとブロッコリーをつくられているという状況でございます。面積的には7haほどのハウスですね。アスパラガスのハウスが3.3haで、ブロッコリーが1.9haというような栽培の内容でございます。

それから、もう1ヵ所が、耕作放棄地の事業補助金を活用されている農地で麦を栽培されているというようなところの農地の視察をさせていただきました。

研修内容としては、そういう内容でございます。

もう1点ですね、この会議につきましては、毎年、各市町村持ち回りになっておりまして、来年が佐々町になっております。なので、佐々町で受け入れをしないといけないというような状況なんすけども、今ちょっと、事務局サイドで考えているところが、視察研修を、意見はもう持ち寄ってきますので、視察研修を、北村製茶さんが1件目、2件目に今回、新規就農で水谷さんがミニトマトをされておりますので、そのハウス等を視察研修として考えているという今、状況ですね。

20名ほどいらっしゃいますので、宿泊等も必要になってきます。懇親会もあります。宿泊があそこのパラダイスホテルかな。パチンコ屋の前、あそこ小佐々なんすけど、もうあそこしかないですので、15名ほど泊まられますので、そこを予定をしているという、そういう内容で、来年は佐々町が会場ですので、実施をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（藤永 九市君） はい、ありがとうございました。

私も補足的に申し上げたいと思いますが、この会議、毎年行って、順番でやっているわけすけども、県北地区の一番立地状況の悪い中での県北地区でありますから、内容的にも、事業内容につきましても、条件、附則等も全て似ておりますから、非常に意見交換の場としては有意義な大会の1つとして、お互いに今、事務局長がかいつまんで申し上げたんですけども、非常に有意義な会議でありますので、県の会議等々に行ってますけれども、これが一番有意義な会議だなということを感じております。

それで、1番の結論として申し上げますと、農業委員会としてもですけれども、先ほど出ましたように、JAと、それから行政ですね。三位一体の場で申し上げるんですけども、絶対的に連携をとっていかにやならんということを結論的に結論づけたようなことがあります。

また、3時からも話が出てきますけれども、人・農地プラン作成につきましても、絶対的に三者、連携をとってせんことには、計画はとれないということを皆さん方と結論づけたような次第であります。

そして、JAにつきましては、申し上げましたように、年金制度の取り組みなんかについて、全然JAノータッチなんですね。うちの局長が指摘しましたけど、皆さんそういうふうに、恐らく、今後やっぱり、農協の口座を今度、そういう形で利用している関係もあるかと思うので、ぜひとも農協を参画してもらわんといかんと強く申し上げまして、そういう形になりますて、その夜の情報交換に、下にこの名簿の中にございまして、一番下に、

情報交換だけございましたけども、組合長理事が出てまいりまして、その席の中でも、この結果を踏まえて話をいたしまして、組合長も、ぜひともそれは協力していかなければならんということを申し述べられております。そういったことで、最大の結論はそういうふうに、三者一体になって言ってあるということを位置付けしてきたような次第です。

そういったことで、もちろん、我々も農協は農協、産経は産経、委員会は委員会でなくして、もう絶対的にやっていかな、今後の5年、10年を見据えたときに、しっかりと話し合いをしながら取り組んでいくべきであるということを、皆さん方とともに、そういう形をとらせていただいたような次第でございますので、そういうことで、ひとつ参考にされて、今後もそのような形で取り組んでいただきますことをお願い申し上げておきます。

この件につきまして、皆さん方から何か御質問ございましたら、お受けしたいと思いますが、何か、この研修についてございませんでしょうか。ないようでございますので、この件につきましては終わらせていただきたいと思います。

それでは、引き続き、この後の別冊にあります案件についてですね。

追加資料をごらんいただきたいと思いますが、報告第3号 一時転用届出書について3件、これについて議題としますので、報告をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 追加資料のほうをごらんください。

先ほども申しましたとおり、一時転用届出書が3件出ております。豪雨に伴います河川の破損等がありましたので、そこを工事するということを目的に、仮設道路をちょっとつくりたいということでありましたので、今回3件の一時転用が出ております。

まず、朗読いたします。

一時転用届出書。

借人、佐々町建設課建設課長川崎順二。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。耕作者、同じでございます。

施工業者が有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇。

下記の工事を行うに当たり、農地の一時転用について承諾を願います。

目的につきましては、普通河川の高岩川河川災害復旧応急復旧工事を施工するに当たり、仮設の道路として使用するためということでございます。

施工場所につきましては、佐々町大茂免字露切861の5。地目田。面積が653m²のうち、一時転用面積として340m²。工事期間が許可日から令和元年12月31日までということでございます。

場所につきましては、次のページに位置図を載せさせていただいております。ちょうど、志方江迎線を真っすぐ、江迎のほうに走りまして、ちょうど江里のほうに上る道と分かれ

道のところのちょっと手前が申請の個所となっております。

次のページをお願いいたします。

この黄色い部分が仮設の道路 340m^2 を仮設道路として使用したいということで、今回、上がっております。

続けて、次のページをお願いいたします。

朗読説明をいたします。

一時転用届出書。

借人、佐々町役場建設課建設課長川崎順二。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、耕作者、同じです。

施工業者、株式会社〇〇〇〇所長〇〇〇〇。

下記の工事を行うに当たり、農地の一時転用について承諾願います。

目的につきましては、普通河川江里川河川災害復旧工事1工区を施工するに当たり、仮設の道路として使用するため。

農地の所在でございますが、佐々町松瀬免字狩立21の1。地目田。面積は1,695 m^2 のうち、一時転用面積が318 m^2 でございます。

工事期間が、許可日から令和元年12月31日でございます。

それから、次のページをお願いいたします。ここはちょっと関連がございますので、2件続けて朗読いたします。

一時転用届出書。

借人、佐々町役場建設課建設課長川崎順二。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。耕作者、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

施工業者が、株式会社〇〇〇〇、所長〇〇〇〇。

下記の工事を行うに当たり、農地の一時転用について承諾願います。

普通河川江里川河川災害復旧工事第1工区を施工するに当たり、仮設の道路として使用するため。

農地の所在が、北松浦郡松瀬免字狩立22の1。地目田。面積が1,207 m^2 のうち、一時転用面積が125 m^2 。

工事の期間、許可日から令和元年12月31日までとなっております。

次のページをお願いいたします。

位置図を添付いたしております。場所につきましては、これ松瀬でございます。ちょうど、国道のちょっとナフコの前あたり、この赤い枠を書いておりますけれども、こここの左上にあります水色のところ、ここが江里川でございまして、ここ的一部が、雨によりまし

て、ちょっと抜けたりしているところでございます。この工事をするに当たり、道路をつくるということでございます。

それから、次のページをお願いいたします。

これ、横に見ていただきて、この緑の部分が〇〇〇〇さんの農地でございます。それから、黄色い部分が〇〇〇〇さんの農地でございます。この赤い部分は農地じゃございません。だから、緑から赤の部分が仮設道路として一時的に使用したいという申請の内容でございます。

これは何回も申しますとおり、緊急を要するということで、五役会に諮りまして、農業委員会としてOKを出しているという状況でございます。なので、今現在、もう工事に入っているという状況でございます。

以上でございます。

議長（藤永 九市君） はい、ありがとうございました。

事務局から説明が行われました。

これより質疑を行います。皆さん、これにつきまして御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

お話をとおり、この河川災害、復旧工事に伴う案件でありますので、御了承いただきたいと思います。ございませんか。ないようでございます。したがって、3番、報告事項につきましては、追加分を含めて、全て終わりましたので、この件につきましては終わらせいただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、第4の審議事項に入りたいと思います。

第18号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）ですね。これについて説明を求めたいと思います。事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、追加資料につけております上に訂正と書いてある、そちらをごらんください。

朗読いたします。

第18号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。

令和元年9月26日、佐々町農業委員会会长。

次のページ、お願ひいたします。

佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の規定による農用地利用集積計画書でございます。

これ、再設定の分でございます。11月に集計が来ることになります。

番号の1でございますが、権利の設定を行う者（貸し手農家）、〇〇〇〇、〇〇〇〇。
権利の設定を行う者（借り手農家）、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

土地の所在、八口免字鳶ノ巣、2筆ございます。地番の53の1。地目田。面積が3,775m²。

それから、もう1筆が54番地。地目畠。面積が580m²。借り手農家の耕作面積が1万5,440m²でございます。

権利の種類、賃借権。区域の区分、農用地。今回の設定内容、物納の年150キロ、5年の設定でございます。外12件でございます。

次のページをお願いいたします。

次のページの下のほうですね。1、2と書いてあるところでございます。こちらが新規でございます。朗読いたします。

佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（5）の規定による農用地利用集積計画書。

番号1、権利の設定を行う者（貸し手農家）、〇〇〇〇、〇〇〇〇。権利の設定を行う者（借り手農家）、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

土地の所在、羽須和免字図池。地番58番地。地目田。面積2,995m²。借り手農家の耕作面積5,559m²。

権利の種類は使用貸借。区域の区分農用地。今回の設定内容は無償の5年となっております。外1件でございます。

最後のページをお願いいたします。

ここに合計をつけさせていただいております。

まず、上の段の再設定ですね。田んぼが21筆、面積が3万9,394m²、それから畠が1筆、58.0m²、合計の22筆の3万9,974m²。それから、新規につきましては、田の3筆5,970m²、合計の田の24筆4万5,364m²、畠の1筆が584m²、合計の25筆でございまして、4万5,944m²となっております。

この件につきましても、今、中間管理事業のほうに移行しているという状況でございます。協議事項で選定委員を設定をしていくというような状況なんんですけど、後ろのほうに資料のほうを置かせていただいておりまして、今回も、農地管理事業のほうに移行していくというふうな状況で、委員様の活動をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（藤永 九市君） 事務局から説明が終わりました。

これにつきまして、何か皆さん方からございませんでしょうか。ありませんか。ないようございますので、この案件につきまして、採決を行います。

農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。賛成多数により承認することに決定をいたしました。

次に、第19号議案 農地法第3条の規定による許可申請書を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 資料についてはもとの資料にお戻りください。すみません。申しわけないです。17ページです。A3判になっております。

それでは朗読いたします。

議案第19号 農地法第3条の規定による農地法の所有権移転ほか許可申請書類について。

土地の所在、北松浦郡佐々町本田字沖田59の1。地目、現況ともに田でございます。面積が781m²。2筆目が、北松浦郡佐々町本田字沖田64の1。地目、現況ともに田。面積1,787m²。3筆目が北松浦郡佐々町羽須和免字団池58。地目、現況ともに田。面積が2,991m²。合計が5,559m²でございます。

譲受人、○○○○、○○○○、46歳、農業兼会社員。譲受人、○○○○、○○○○、77歳、農業。この二方は親子でございます。

申請の理由といたしましては、贈与による所有権移転を行うということで、今回、申請が上がっておりまます。経営の面積につきましては、譲受人が5,559m²、譲渡人、他の1万7,311m²、畑、2,958m²、合計2万269m²でございます。稼働人員については3人でございます。

それから、22ページのほうをお願いいたします。

今回の許可申請に伴います所有者等の内容でございますけども、まず、所有者の面積、農地面積、田の1万3,311m²、畑の2,958m²の合計の2万269m²が所有地となっておられます。

それから、23ページをお願いいたします。

権利後の作付等の予定でございますが、一応、水稻をつくるということが予定をされております。それから、農機具等につきましては、全部、自己所有でございますが、トラクターが1台、田植え機1台、コンバインが1台等を所有されているという状況でございます。

それから、（3）でございますが、農業に従事する者ということでございまして、3人で、○○○○さんと奥様、それから、本人で米づくりをするという予定をされております。

土地につきましては、耕作距離等は車で大体5分程度のところということでございます。

それから、24ページの大きい4番ですね。権利を委嘱する者の内容でございますけども、○○○○さん、これは息子さんのほうですね。年齢が46歳。している農業としては、年間150日を農業をされているという状況でございます。年間を通しての米の作付を行うということで、今回、申請があつております。

以上でございます。

議長（藤永 九市君） ただいま、事務局からの説明がございました。これに關しまして、地元委員からの説明がございましたら、お願ひします。8番。

8番（池田 邦義君） 事務局からの説明があつたとおりだと思います。私は、若手がどんどん出してくれれば、これからも、佐々町の農業も発展するんじゃないかなと思って期待しております。

以上です。

議長（藤永 九市君） はい、ありがとうございます。

皆さん、おわかりのとおり、これ、贈与による所有権の移転ですね。親子の所有権移転ということで御理解いただければと思っています。

ほかに、この件におきまして御質問ございませんか。18番。

18番（筒井 浩一君） 私も○○○○さんから、ちょっとお尋ねがありましたが、もう私も年やけんか、その前に息子に渡していくと思つておりますから、今度、出しますから、よろしくお願ひしますというぐらいでありますんで、報告いたします。

議長（藤永 九市君） はい、ありがとうございます。

ほかにございませんか。ないようでございますので、この件につきましては、質疑を終わりたいと思います。

それでは、第4号議案につきまして、異議がないようでございますので、許可相当いたしまして、原案どおり決定させていただきます。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

次に、日程5、協議事項に入ります。

佐々町農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取についてということでございますので、よろしくお願ひします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 資料の29ページをお願いいたします。

これ、農用地区域でございまして、それを除外するために、産業経済課のほうから農業委員会の意見を聞きたいということでの申請でございます。

朗読いたします。

佐々農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について。

このことについて、農業振興地域に関する法律第13条第1項の規定に基づき、佐々農業振興地域整備計画を変更したいので、同法施行令第3条第1項の規定に基づき、委嘱の意見を伺いますということでございます。

30ページをお願いいたします。

佐々農業振興地域整備計画変更計画書でございます。

まず、申請人が○○○○、理事長○○○○。申請人住所、○○○○。

申請の所在でございますけども、佐々町皆瀬免字春の前896番地1、外6筆でございます。除外面積が5, 828m²。現況地目が田。除外の目的は、宅地道路となっております。

31ページをお願いいたします。

これが産業経済課のほうに意見書として意見書を提出するわけですが、皆様の当然、御了解をいただいてからの意見書ということで、提出を予定をいたしております。

場所につきましては、まず、33ページをお願いいたします。

申請地でございますが、この赤い部分が申請地でございます。その上に神田駅がございます。神田駅を見ていただければ、大体、申請地が線路沿いになっているんですけども、ここが申請地というふうになっております。

35ページをお願いいたします。

これが一応、保育所ですね。今、民営化しております神田の第3保育所があると思うんですが、そこをもう取り壊してといいますか、そこから新しく拡幅して、新しく保育所をつくるという目的です。この四角がいっぱい並んでいるところが駐車場でございまして、その下が保育所の施設、その左側が運動場というふうな形になります。

この除外申請とは別になるんですが、これも農地転用で、12月に提出される予定です。当然、3, 000m²を超えますので、開発許可申請協議等が必要になってきます。12月ごろには、予定では12月ですけど、また、皆様に審議を諮るというような予定をさせていただいております。

以上でございます。

議長（藤永 九市君） はい、ありがとうございました。

振興計画変更に係る意見聴取についてということで、事務局より説明をいただきました。これについて、質問、御意見がございましたらお受けしたいと思います。お話のように、保育所建設のためであるということでございます。

これにつきまして、何かございませんか。ないようでございますので、この31ページ

にございますように、地域整備計画の変更に係る意見についてということで、回答してようございますでしょうかね。皆さんいかがでしょうか。それで御了解いただけますでしょうか。それでようございますかね。（「異議なし」の声あり）そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、利用権農地利用集積計画、利用権設定ですね。担当委員の選定についてということで、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局長（金子 剛君） この訂正のこちらのほうを見てください。よろしいでしょうか。

それでは、一番左、担当委員と書いてありますけど、ここ1番からずっと担当委員を選定をさせていただきたいと思います。

まず、1番の、これは所在は八口免ですので、神田になります。

議長（藤永 九市君） この利用権設定承認についてということで、お諮りしたいんですけど、設定委員を決めたいと思いますので、暫時休憩をいたしますので、後ろに利用集積書が置いてありますのでごらんいただきて、決定後にまた再開をし、皆さんから御報告いただきます。よろしくお願ひします。

（休 憩 午後 2時25分）

（会議再開 午後 2時35分）

議長（藤永 九市君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それぞれ担当委員が決まったと思いますので、事務局から、名簿から順に申し上げますので、番号を、決まった担当委員は申し上げていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、私が番号を言いますので、何番という形でおっしゃっていただければ。それでは、1番。

19番（大瀬 敏幸君） 19番。

事務局長（金子 剛君） 2番。

2番（吉野 裕君） 2番。

事務局長（金子 剛君） 3番。

4番（藤永 茂君） 4番。

事務局長（金子 剛君） 4番。事務局からですね。

事務局長（金子 剛君） 5番。

13番（坂口 隆英君） 13番。

事務局長（金子 剛君） 6番。

15番（森田 謙介君） 15番。

事務局長（金子 剛君） 7番。事務局です。

8番。

2番（吉野 裕君） 2番。

事務局長（金子 剛君） 9番。

6番（井手 俊博君） 6番。

事務局長（金子 剛君） 10番。

12番（吉永 勝彦君） 12番。

事務局長（金子 剛君） 11番。

2番（吉野 裕君） 2番。

事務局長（金子 剛君） 12番。事務局。

13番。

7番（和田 貞子君） 7番です。

事務局長（金子 剛君） 7番ですね。

次のページの新規のほうの1番が。

12番（吉永 勝彦君） 12番。

事務局長（金子 剛君） 2番。

4番（藤永 茂君） 4番。

事務局長（金子 剛君） 4番ですね。

それでは、記載の確認をいたします。

最初のページでお願いいたします。

番号1番が、担当委員19番、2番が2番、3番が4番、4番が事務局、5番が13番、6番が15番、7番事務局、8番が2番、9番が6番、10番が12番、11番が2番、12番が事務局。次のページです。13番が7番。

新規のほうです。1番が12番、2番が4番。

以上でございます。

それから、ちょっと訂正をお願いいたします。一番最初のページに戻っていただきまして、通し番号の3番ですね。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、この設定内容が年180キロになっておりますが、120キロで訂正をお願いいたします。間違います。

以上でございます。

6番も、これはお亡くなりになられたままにしてたんですが、ちょっと、契約のときの名前を入れさせていただいております。奥様の名義は〇〇〇〇さんに変更をお願いいたします。

以上です。

それから、この契約については、ちょっと中間管理で、いつも期間が短くて大変申しわけないんですけども、9月の終わりぐらいにはお願いできないかなど。10月初めには、管理機構が、ちょっとそういう予定がずっと。

8番（池田 邦義君）あと新規就農のさ、○○○○さんのところは筒井浩一さんにして。

事務局長（金子 剛君）ああそうですか。そしたら18番のところは使用貸借ですので、機構は通さなくて構いません。

議長（藤永 九市君）ただいま、確認しましたようなことで、担当委員さんが決まりました。

今、事務局からお話をとおり、機構を通す関係もあります。もちろん皆さん、基本的に管理機構を基本的にお願いする形をとっていただきたいと思いますし、それから、非常に申しわけありません。あと4日しかございませんけども、今月いっぱいにお願いしたいという希望でありますので、本当に申しわけございませんけれども、緊急を要しますけれども、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

以上でございますかね。何かございませんか。ないようでございますので、この担当委員選定については、これで終わらせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

それでは、（6）その他の案件に移りたいと思います。

この件につきましては、1番の視察研修の件から4番まで、一括してお願いしたいと思います。

事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君）それでは、議案書の36ページをお開きください。これは視察研修の行程表で、これでほぼ確定をしたいというふうに思っております。

まず、日にちが11月27日水曜から11月28日。1日目に視察を入れたいというふうに思っております。山口県の長門市、ここは、人口3万人弱の市になるんですけども、中山間地域ですね。うちと地形が似ております。去年のいちき串木野市もそうですね。中山間地域ということで、今回、選定をさせていただいております。長門市の農業委員会のほうにも今、申し入れをしているというところでございます。

それから、次の日でございますけども、元乃隅神社ですかね。赤い鳥居が右下にありますけど、よく、テレビで見られると思うんですが元乃隅神社。それから、次も角島大橋、この青い写真ですね。それから、ずっと下関のほうに下ってきて、最後は唐戸市場を経由して佐々町というふうな行程で、ことしの視察研修については予定をさせていただきたいというふうに思っております。すみません。1日目の宿泊は湯本温泉ですかね。湯本

温泉のほうに宿泊予定をいたしております。

この視察先の件については、38ページに、ちょうど3段目に書いておりますけども、農協と市と共同で設立されているというふうな状況ではございます。

中間管理事業等も、一応佐々町のほうとほぼ似ておりますので、そういったもろもろの研修を伺いたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、②の全国農業新聞長崎県版についてということで、これ、毎年、県の農業会議のほうから各市町の担当の割り当てがあっておりまして、今回、今年も佐々町が10月に、全国農業新聞の長崎県版というところに担当がありましたので、ミニトマトの水谷さんの奥様のほうに依頼をいたしております。

というのが、タイトルが輝く女性ということで、タイトルが来ておりますので、新規就農をしてという形でのことで作文をしてもらうように今、依頼をいたしております。

以上でございます。

それから、3番の10月の定例会の日程でございますけども、まず、10月の25日金曜日を予定をさせていただきたいと思っております。13時30分からです。五役会につきましては、10月16日の13時30分から予定をさせていただきたいと思います。

それから、その他でちょっとよろしいですか。

次、その他に移らしていただきますけども、この後、3時から県の農業会議のほうに説明を受けるんですが、説明の内容としては、このパンフレットをちょっと見てもらっていいですか。こここの14ページ。

この14ページに、タイトルが「人・農地プランの実質化について」ということで、説明をいただくようにしております。どういった内容かということなんんですけども、この3段目、緑の丸の3段目「人・農地プランとは」というところをごらんください。

人・農地プランとは、地域の高齢化や農業の担い手不足が心配される中、地域農業における中心形態が5年後、10年後までに、だれが、どのように農地を使って農業を進めていくかを、地域や集落の話し合いに基づきまとめていくというような内容でございまして、これは国の施策でございまして、こういった、もう10年後を見据えたときに、今から計画を立てていかないことには間に合いませんよというような内容でございます。

挨拶のときにも申しましたとおり、去年、最適化アンケートというのをして、皆様にお願いして、していただいた分なんんですけども、あれがもともと、データになります。あれをもとに、これ、農業委員会だけじゃなくて、産業経済課も一緒になって、その5年後、10年後の農地を全部ピックアップして、地図からいたしますので、地図に全部落としていきますので、5年後、10年後、ここの農地は何歳ぐらいになられるとか、そういった

ところまで全部地図化していきまして、それをもとに、アンケートも一緒なんんですけど、各集落に分かれていただいて、農業委員さんと最適化推進委員さんがリーダー的にといふか、中心になって進めていくというような内容になります。さらに詳しい内容は、今から、県の農業会議から見えられますので、説明を受けたいというふうに思っております。一番最後に質疑等を設けたいと思います。よろしくお願ひいたします。2時半ごろ見えられまますので、3時前にはもう入りたいと思いますので、40分程度ぐらいですか、大体お願ひをしたいと思います。

以上でございます。

議長（藤永 九市君） その他の件につきまして、事務局からの説明が終わりました。まとめて行いましたけれども、それぞれ御質問ございましたらお受けしたいと思います。

特に、視察研修につきましては、決定いたしております。したがって、ぜひ皆さんのがね、いろいろございましょうけれども、全員に参加をお願いしたいというふうに切にお願いを申し上げます。どうぞ、その他の件、御質問ございましたら、お願ひいたします。

2番目の全国農業新聞長崎県版については、ミニトマトの水谷さんの奥さんということで、輝く女性ということでございました。

先に〇〇〇〇さんの奥さんがね、この輝く女性ということで掲載された経緯があります。参考のために申し上げておきます。ございませんか。どうぞ8番。

8番（池田 邦義君） ここは3人部屋、2人部屋、1人部屋。

事務局長（金子 剛君） 1人部屋にします。

8番（池田 邦義君） 全部1人部屋。

事務局長（金子 剛君） はい。

8番（池田 邦義君） そこの見積書に書いてあるのは二、三名って書いてある。1人ね。

事務局長（金子 剛君） 1人です。はい。

議長（藤永 九市君） 何かほかにありませんか。13番どうぞ。

13番（坂口 隆英君） えーとですね、事務局のほうにちょっとお尋ねですけども、7月の総会の折に、例の神田の栗林の〇〇〇〇の件でお願いをしていたと思うんですけども、もう2カ月たって、何か返答もありませんが、何か返事とかは、事務局のほうは聞かれておられますでしょうか。

この前ちょっと、農地パトロールのときに、現場のほうもちょっとのぞいたんですけども、もう、あともう一時すれば、非農地にでもせんばっちやなかろうかというぐらいの荒れ方ですね。もう何年も手をつけてありません。そこの地主の方も、もう今の方には貸しませんということで、連絡だけは、そこまでは聞いておりますが、ちょっと、〇〇〇〇で

名前出してあれですけども、もう2カ月ぐらいになりますが、それから何か進展はありましたでしょうか。ちょっとお尋ねします。

事務局長（金子 剛君） すみません。連絡はとっているんですが、ちょっと連絡がとれてないという状況であります。再度、もう一度、連絡をとっていきたいと思っております。ちょっと出向く予定にはしているんですけど、なかなかちょっと、別件もありまして、ちょっと行けてないというような現状です。申しわけございません。

13番（坂口 隆英君） あそこは、夕方より、夜しかおらっさんとじゃなかかね。

事務局長（金子 剛君） そうですね。

13番（坂口 隆英君） 昼間はほとんど車もとまつらんしさ。洗濯物を干してなければ。

8番（池田 邦義君） 夜はこの前、夜になったら帰ってきていたみたいだったね。

13番（坂口 隆英君） 行けばね、おらすとですよ。私も2回ほど訪ねて、ちょっと話は以前にはしたことあるんですね。その中で、迷惑かけないようにしますということだけ聞いて、もう結構1年、2年という歳月がたっておりますので、7月の折に、事務局のほうから、何らか対策というか、手を打ってもらえないでしょうかという、筒井推進委員さんのほうからお願いをしていたかと思っておりますので、よろしくお願いします。

事務局長（金子 剛君） 再度何とかいたします。

議長（藤永 九市君） お話のとおり、この件につきまして、最適化推進委員を含めまして、地元委員さんに御心配をおかけしております。大変申しわけなく思っていますけども、そういった状況でありますので、ぜひ、事務局もよろしくお願ひしたいと思います。

なにかほかに。何でも結構でございますので、ございましたら、この機会にお願いしたいと思いますが。ないようでございます。

それでは、このその他につきましても、全て終わったようでございますので、どうぞ、総会の運営につきましても問題ございませんね。そういう形で行いたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、本日の総会の日程が全て終了いたしました。皆様方の御協力を心より御礼申し上げます。

なお、お話のとおり、3時からとなりますけど、それよりも早くになりますかね。推進会議、いわゆる勉強会、研修会等をしっかり勉強していただきたいというふうに思いますし、今後の取り組みとして大事なことでございますので、お願ひを申し上げながら、本日の総会を終わらせていただきます。本当にきょうはありがとうございました。

（閉会 午後14時35分）

上記のとおり相違ありません

会長

藤永九市

会議録署名委員

井手俊博

会議録署名委員

和田貞子